

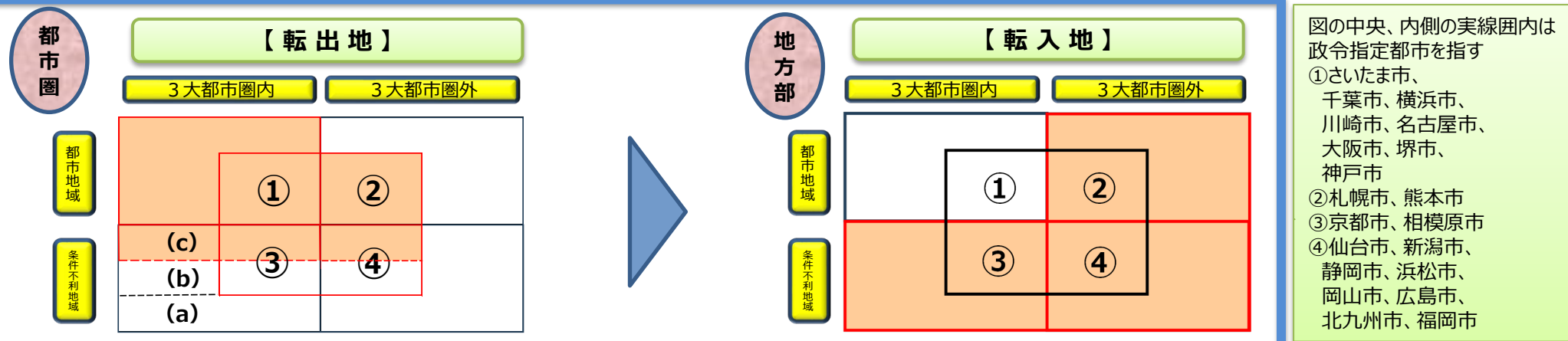
地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について

【原則Ⅰ】 趣 旨 ： 3大都市圏をはじめとする都市圏から地方部への人の流れの創出を図る

転出地 ： 3大都市圏内の都市地域、 政令指定都市（※）、

3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域（b）以外の区域（c）

転入地 ： 3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域



※ 隊員等の転出地が、条件不利地域の政令指定都市（③・④）であった場合には、特別交付税措置の対象は、条件不利区域(b)以外の区域（c）から転出した場合に限る。

- ◆ 「3大都市圏」 ： 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外として取り扱う。
- ◆ 「都市地域」 ： 次の「条件不利地域」に該当しない市町村。
- ◆ 「条件不利地域」 ： 次の（1）から（7）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

- （1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、（2）山村振興法、（3）離島振興法、（4）半島振興法、（5）奄美群島振興開発特別措置法、（6）小笠原諸島振興開発特別措置法、（7）沖縄振興特別措置法

- 「全部条件不利地域」(a) ： 過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（5）から（7）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村
- 「一部条件不利地域」(b及びc) ： 「全部条件不利地域」以外の市町村
- 「条件不利区域」(b) ： 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域

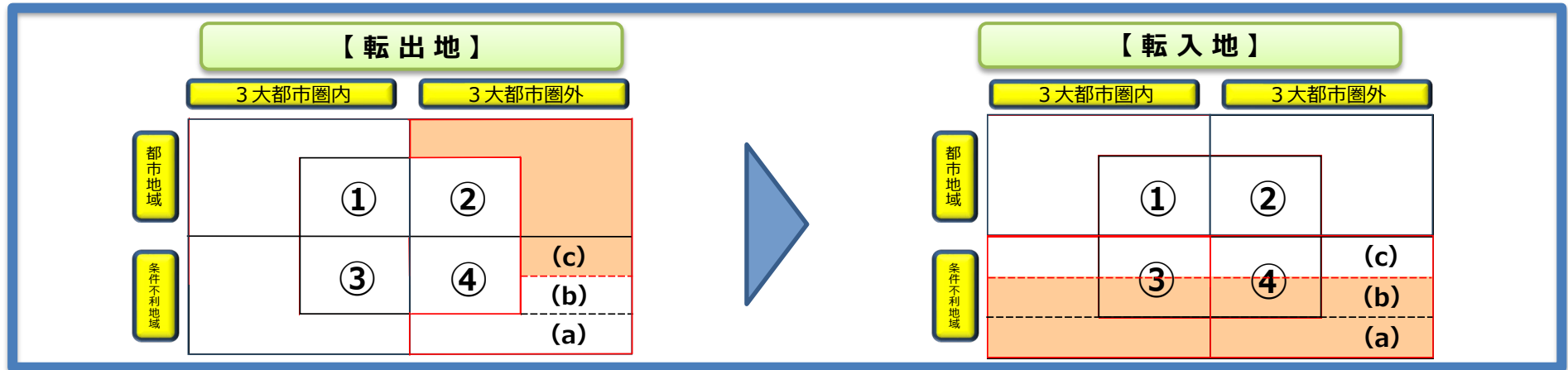
地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について

【原則Ⅱ】 趣 旨 : より条件が不利である地方部の取組を支援する

転出地 : 3大都市圏外の都市地域（政令指定都市（②）を除く）、

3大都市圏外の一部条件不利地域（政令指定都市（④）を除く）のうち条件不利区域(b)以外の区域（c）

転入地 : （3大都市圏の内外を問わず）全部条件不利地域（a）、条件不利区域（b）



【例外（地域おこし協力隊）】

隊員経験者（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者）又は**海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者**が、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた場合、特別交付税措置の対象とする。

また、**JETプログラム終了者**（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者）が、3大都市圏域外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域で地域協力活動を行う場合も特別交付税措置の対象とする。

【例外（地域プロジェクトマネージャー）】

プロジェクトを実施する市町村において過去に**地域おこし協力隊員、地域おこし企業人又は地域活性化起業人**として活動した経験があり、かつ、任用時に当該市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者、

プロジェクトを実施する市町村以外の市町村において過去に**地域プロジェクトマネージャー**として活動した経験があり、かつ、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の拠点があるとともに当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者も特別交付税措置の対象とする。

◆ 地域おこし協力隊の都道府県分については、上記地域要件を準用して各隊員の住民票の異動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について

転入 \ 転出		3大都市圏内		3大都市圏外		3大都市圏内			3大都市圏外		
		都市地域	指定都市 (条件不利地域を含まない)	都市地域	指定都市 (条件不利地域を含まない)	全部 条件不利地域	一部 条件不利地域	指定都市 (条件不利地域を含む)	全部 条件不利地域	一部 条件不利地域	指定都市 (条件不利地域を含む)
3大都市圏内	都市地域	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	指定都市 (条件不利地域を含まない)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3大都市圏外	都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
	指定都市 (条件不利地域を含まない)	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
3大都市圏内	全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
	一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
	指定都市 (条件不利地域を含む)	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
3大都市圏外	全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
	一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
	指定都市 (条件不利地域を含む)	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△

※ 1：特別交付税措置の対象は、原則として、隊員等の転出地が、条件不利区域以外の区域であった場合に限るものとする（△）
※ 2：特別交付税措置の対象は、原則として、隊員等の転入地が、条件不利区域内である場合に限るものとする（▲）
※ 3：特別交付税措置の対象は、原則として、隊員等の転出地が、条件不利区域以外の区域であり、隊員等の転入地が、条件不利区域内である場合に限るものとする（□）

【凡例】 ○：特交対象 △：特交対象（転出地に条件あり、※ 1） ▲：特交対象（転入地に条件あり、※ 2） □：特交対象（転出地および転入地に条件あり、※ 3） ×：特交対象外